公立丹南病院組合監查委員公印規程

平成11年6月21日 監査委員訓令第1号

改正 令和5年3月1日監查委員訓令第1号

(趣旨)

第1条 公立丹南病院組合監査委員の公印については、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。

(公印の種類および保管者)

第2条 公印の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その保管者(以下「公印保管者」という。)は、それぞれ当該右欄に掲げる者とする。

公印の種類	公印保管者
監査委員印	上席の書記

2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第197条ただし書または公立丹南病院組合規約(平成11年福井県指令市第518号)第9条第3項ただし書の規定により、後任者が選任されるまでの間、その職務を行う者が使用する公印は、前項に規定する監査委員印とする。

(公印のひな形および寸法)

第3条 公印のひな形および寸法は、次のとおりとする。

監查委員印

↑	公 立 丹 南
2.4cm	病院組合
\downarrow	監査委員之印
	← 2.4cm →

(保管の方法)

- 第4条 公印保管者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には堅固な容器に納めて錠を施さなければならない。
- 2 公印は、特に公印保管者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出しては ならない。

(公印の調製、改刻および廃止の申請)

第5条 公印保管者は、公印を調製、改刻または廃止する必要があると認めた場合には、 公印の調製(改刻、廃止)申請書(様式第1号)を代表監査委員に提出しなければな らない。

(公印の告示)

第6条 代表監査委員は、公印を調製、改刻または廃止したときは、公印の種類、用途および印影ならびに使用の開始または廃止の期日を告示するものとする。

(公印台帳)

第7条 公印保管者は、公印台帳(様式第2号)を備え、公印の種類、印影その他必要な事項を登録しておかなければならない。

(公印の事故)

第8条 公印保管者は、公印に盗難、紛失、偽造、変造等の事故があったときは、直ちに公印事故届(様式第3号)を代表監査委員に提出しなければならない。

(公印の使用)

第9条 公印を使用するときは、公印保管者に決裁文書を呈示し、その承認を受けなければならない。

附則

この規程は、平成11年6月21日から施行する。

附則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。